

## 苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」の出演に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」(以下「とまチョップ」という。)のイベント等への出演に関し、必要な事項を定める。

### (出演目的)

第2条 とまチョップのイベント出演は、苫小牧市(以下「市」という。)や、とまチョップのPR又はイメージアップに寄与することを目的とする。

### (申請)

第3条 とまチョップの出演を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)は、あらかじめ苫小牧市長(以下「市長」という。)の承認を受けなければならない。

2 依頼者は、苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」出演依頼書(様式第1号)に次の書類を添えて、苫小牧市役所まちづくり推進課まちなか再生主幹(以下「まちなか再生主幹」という。)に提出しなければならない。

- (1) イベントの概要がわかる資料
- (2) その他市長が必要と認める書類

### (承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を審査し、適正と認めた場合は出演の承認(以下、「出演承認」という。)を行い、依頼者に「とまチョップ」出演承認通知書(様式第2号)により通知する。また、原則、第2条の出演目的に適合し、かつ、次の各号のいずれかに該当するイベントに優先的に出演するものとする。

- (1) 市又は苫小牧観光協会が主催又は後援するイベント
- (2) 国、地方自治体、その他公共団体が主催するイベント
- (3) 高齢者施設、保育所、幼稚園、小中学校等が主催するイベント
- (4) 自治会が主催する子どもを対象とした公益的なイベント
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるイベント

### (出演承認の制限)

第5条 イベント等の内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は出演承認をせず、苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」出演不承認通知書(様式第3号)により、依頼者に通知する。

- (1) 第2条の出演目的に適合しないと認められるとき
- (2) 市またはとまチョップの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれのあるとき
- (5) 特定の事業者の営業に加担し、又は加担するおそれのあるとき
- (6) 入場料、参加費用等が必要で、広く一般の参加者が見込めないイベントであるとき(ただし、物販ブース出店料は除く)
- (7) 社員又は会員等の特定の資格を持つ者しか参加できないイベントであるとき

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団が関与し、又は関与しているような誤解を与えるおそれのあるとき
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき

(料金)

第6条 とまチョップの出演料は、原則無料とする。ただし、駐車場及びとまチョップ専用の控え室の確保に伴う料金が発生した場合は、依頼者が費用を負担することとする。

(出演承認内容の変更)

第7条 依頼者が、出演承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、まちなか再生主幹にその旨を連絡し、市長の承認を受けなければならない。

(出演承認の取消)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該出演承認（前条の変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消すものとし、苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」出演取消通知書（様式第4号）により、依頼者に通知する。

- (1) 依頼者がこの要綱に違反したとき
- (2) 出演依頼書の内容に虚偽のあることが判明したとき
- (3) 第5条各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき

2 前項の規定により、出演承認を取り消されたときにおいて使用者に生じた損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

(経費等の負担)

第9条 市は、依頼者が、この要綱による出演依頼の申請に要した費用及びイベントの実施に係る経費について一切負担しない。

(情報公開)

第10条 市は、とまチョップの出演について広くPRを行う観点から、出演承認したイベントについて情報を公開することができる。

(事務)

第11条 この要綱に関する事務は、まちなか再生主幹が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、とまチョップの出演に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は平成29年4月7日から適用する。

- 2 この要綱は平成31年3月27日から適用する。
- 3 この要綱は令和元年9月12日から適用する。
- 4 この要綱は令和3年4月20日から適用する。

様式第1号（第3条関係）

苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」出演依頼書

年 月 日

苫小牧市長 様

(申請者)

住 所 〒 ー

団 体 名

代 表 者 名

苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」の出演について、苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」の出演に関する要綱を承諾したので、下記のとおりご依頼申し上げます。

記

1 行 事 等 名 称	
2 出 演 日	年 月 日 ( )
3 出 演 希 望 時 間	午前・午後 時 分から 分程度
4 出 演 場 所	住所： 名称：
5 とまチョップ控室の場所 (部屋名等をお書きください)	
6 市 長 参 加 の 有 無	有 ・ 無
7 主 な 参 加 者	
8 担 当 者	所属： 氏名： 電話：
9 承 認 書 送 付 先 (申請者と送付先が違う場合お書きください)	住所： 〒 ー  氏名：

※必ず駐車スペース（1台分）を確保してください。

※イベントの概要がわかる資料を添付してください。

苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」出演承認通知書

年 月 日

様

苫小牧市長（公印略）  
（総合政策部まちなか再生主幹担当）

年 月 日付申請の苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」の出演依頼につきまして、下記のとおり承認します。

記

- 1 承認番号 第 号
- 2 事業名等
- 3 申請者
- 4 出演日時
- 5 出演場所
- 6 留意事項
  - (1) 苫小牧市公式キャラクターとまチョップの出演に関する要綱を遵守してください。
  - (2) とまチョップに危険が及ばないよう十分に配慮してください。
  - (3) 荒天の場合、屋外の出演については中止させていただきます。
  - (4) とまチョップの出演にあわせて、次の行為を行わないでください。
    - ① 特定宗教、イデオロギーに関する教宣活動
    - ② 特定政党、候補者等を支援または支援するおそれがある活動
    - ③ 寄付金等の強要
  - (5) とまチョップの都合により、出演時間の変更や出演を見合わせる場合があります。
  - (6) 申請内容に変更があるときは、速やかに届け出てください。

様式第3号（第5条関係）

苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」出演不承認通知書

年 月 日

様

苫小牧市長（公印略）  
（総合政策部まちなか再生主幹担当）

年 月 日付申請の苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」の出演依頼  
につきまして、次の理由により不承認としましたので通知します。

不承認の理由

様式第4号（第8条関係）

苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」出演取消通知書

年 月 日

様

苫小牧市長（公印略）  
（総合政策部まちなか再生主幹担当）

年 月 日付申請の苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」の出演依頼

につきまして、次の理由により出演取消としましたので通知します。

出演取消の理由